

# 総務委員会資料

所管事務の調査（報告）

地域防災計画 風水害対策編（修正素案）に  
対するパブリックコメントの実施結果について

資料 1 川崎市地域防災計画 風水害対策編（修正案）  
【概要版】

資料 2 川崎市地域防災計画  
風水害対策編（修正素案）に関する  
意見募集の実施結果等について

資料 3 川崎市地域防災計画 風水害対策編（修正案）

資料 4 川崎市地域防災計画 風水害対策編（修正案）  
【新旧対照表】

平成 3 1 年 2 月 8 日

総 務 企 画 局

# 川崎市地域防災計画 風水害対策編 (修正案) の概要について



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

平成31年2月

## ■川崎市地域防災計画について■

### ■川崎市地域防災計画とは■

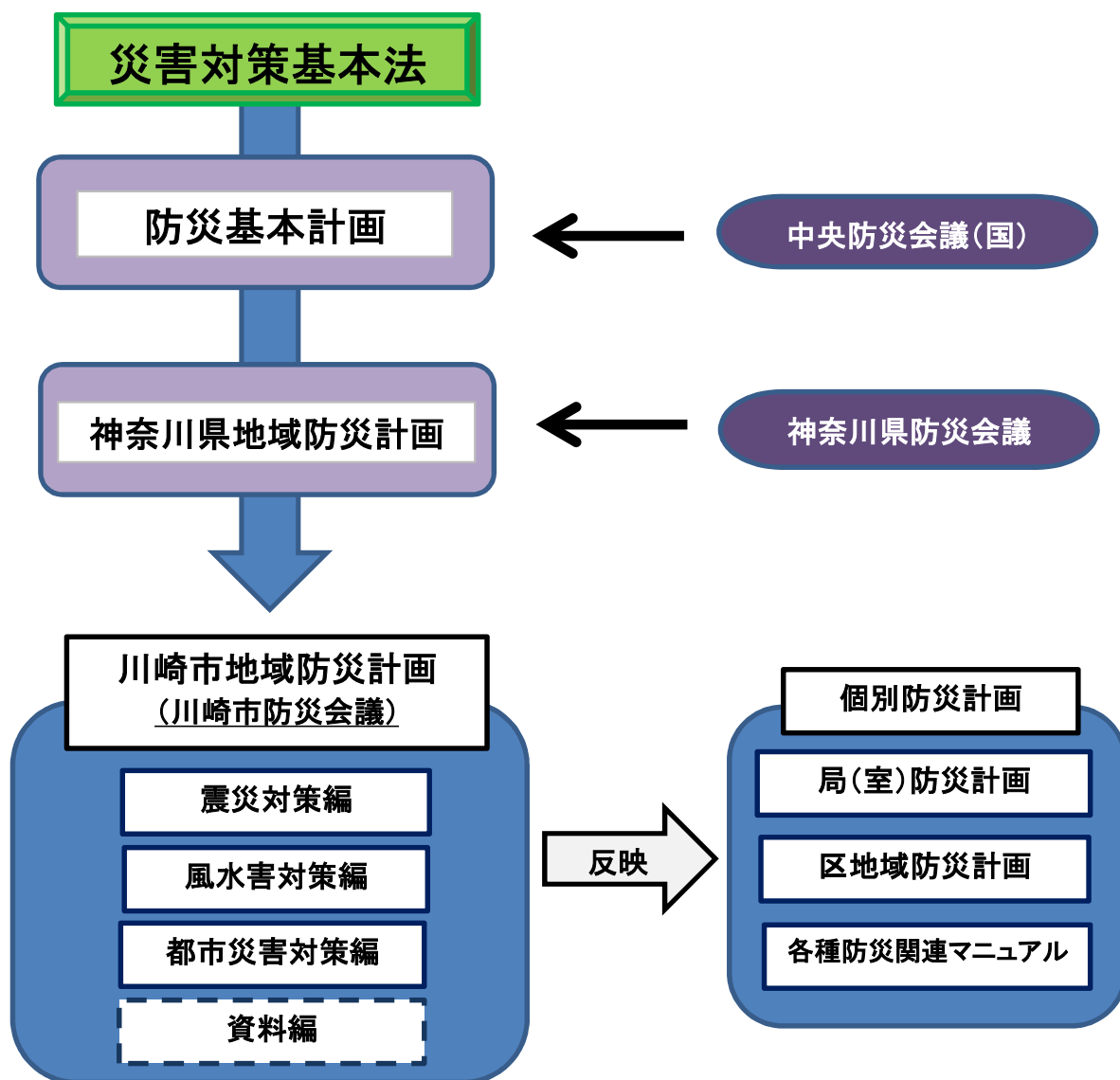
災害対策基本法第42条の規定に基づき、川崎市防災会議が作成する防災に関する計画で、川崎市の防災対策の骨格（基本計画）となるものです。

川崎市地域防災計画は、防災行政を進める上での指針、住民等の防災活動に際しての指針、市や指定公共機関等が防災計画を策定し、事業を行うに当たっての指針であり、次の4編で構成されています。

- 1 地震防災に関する「震災対策編」
- 2 風水害の防災に関する「風水害対策編」
- 3 鉄道災害、高速道路災害、原子力災害等の防災に関する「都市災害対策編」
- 4 関連する例規、要綱、協定等を掲載した「資料編」

### ■地域防災計画の体系■

国の防災基本計画に基づくもので、神奈川県地域防災計画等と整合を図り、作成しています。



本市地域防災計画の修正に際しては、上記以外に、関係法令、国等において策定した各種防災計画等の内容も反映しています。また、地域防災計画の内容は各局で作成する防災計画や各区地域防災計画等に反映されます。

## ■修正の目的■

今回の修正は、水防法の改正や、避難勧告等に関するガイドラインの改定、警報・注意報の発表基準の変更に伴う修正及びその他最近の施策の進展等を踏まえた所要の修正による国における防災基本計画の修正等を踏まえるとともに、本市の防災対策強化に係る取組等を反映するなど「風水害対策編」について行うものです。本修正を通じ、計画の更なる充実を図り、本市の防災対策を推進します。

## ■主な修正について■

### 1 水防法の改正に伴う修正

国や県等と連携して洪水対策を推進する「大規模氾濫減災協議会」制度の創設や、洪水の浸水想定区域についての検討、その内容を反映します。また、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等の義務化、その他必要な修正を反映します。

### 2 避難勧告等に関するガイドラインの改定に伴う修正

「避難準備情報」等の名称変更や、発令時に求められる住民の行動等についてガイドラインが改定されたため、その内容を反映します。

### 3 警報・注意報の発表基準の変更に伴う修正

横浜地方気象台による警報・注意報の発表基準等が変更されたことから整合を図ります。

### 4 「水防災意識社会再構築ビジョン」の策定に伴う修正

河川の氾濫に対して、社会全体として備えるため、ソフト対策とハード対策を一体的・計画的に推進することが盛り込まれたことからその内容を反映します。

### 5 防災基本計画修正に係る取組を反映

平成27年関東・東北豪雨、平成28年台風第10号や平成29年7月九州豪雨等に係る国の検討結果等により修正された防災基本計画と整合を図ります。

### 6 その他、防災対策強化に係る取組や時点修正等

風水害時における適切な動員体制等見直しやその他時点修正等を反映します。

## ■パブリックコメントの実施について■

### 1 パブリックコメントの予定実施日

平成30年11月19日(月)から平成30年12月18日(火)まで

### 2 資料の閲覧場所

- ・ホームページ、情報プラザ、各区役所、支所、出張所及び図書館の閲覧コーナー
- ・川崎市総務企画局危機管理室(川崎市役所第3庁舎7階)

### 3 パブリックコメントの結果修正後の予定

パブリックコメント実施結果を取りまとめ、修正案への反映を行います。

## ■修正概要■

### 法令改正等に伴う修正

#### 水防法の改正内容

- ・多様な関係者が連携して洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進するため、「大規模氾濫減災協議会」制度を創設されました。
- ・洪水の浸水想定区域について、河川整備において基本となる降雨を前提とした区域のほか、想定し得る最大規模の降雨を前提とした区域も公表されました。
- ・地域防災計画に定められた要配慮者利用施設における避難確保計画の作成や訓練の実施について、従前の努力義務から義務化されました。

計画への反映

第1部 第1章 P1～、第2部 第2章 P36～、第8章 P54～

- 国土交通省大臣及び神奈川県知事が組織する洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」、「神奈川県大規模氾濫減災協議会」に参加し、国、神奈川県等の多様な関係者と、密接な連携体制を構築することを追加しました。
- 関東地方整備局及び県が想定する計画規模降雨及び想定最大規模降雨を反映するとともに、その計画規模降雨量及び想定最大規模降雨に基づき、多摩川等各河川の浸水想定区域を指定することを追記しました。
- 市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・訓練の実施が義務化されたこと及び市長へ報告することを明記しました。
- 平成27年9月関東・東北豪雨災害を踏まえた、市町村において「早期の立ち退き避難が必要な区域」を検討し、これを水害ハザードマップに明示することを追記しました。

#### 避難勧告等に関するガイドラインの改訂の修正内容

- ・平成28年8月に岩手県岩泉町で発生した台風第10号がもたらした水害により、高齢者施設において避難準備情報の意味するところが伝わっておらず、適切な避難行動がとられなかったことを課題教訓とし、避難に関する情報提供の改善方策がなされました。

計画への反映

第4部 第2章 P117～

- ガイドライン上で規定されている名称を、以下の通り変更いたしました。  
(変更前) (変更後)  
「避難準備情報」 → 「避難準備・高齢者等避難開始」  
「避難勧告」 → 「避難勧告」  
「避難指示」 → 「避難指示(緊急)」
- 発令時に求められる住民の行動等についてガイドラインが改定されたため、その内容を反映しました。

## ■修正概要■

### 法令改正等に伴う修正

#### 警報・注意報の発表基準の変更の修正内容

・大雨警報・注意報に基づいて、市町村における各段階に応じた防災対応をよりの確に支援できるよう、横浜地方気象台は、土砂災害警戒情報に先立って発表する大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準等について変更しました。

#### 計画への反映

第3部 第6章 P91～

#### ○神奈川県川崎市における警報・大雨における発表基準について

大雨警報(浸水害)の発表基準であり、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標である表面雨量指数について反映するとともに、大雨警報(土砂災害)の発表基準である土壌雨量指数の基準値が変更されましたので、その基準値等について反映します。

#### ・土壌雨量指数基準値

	(変更前)		(変更後)	
警報基準	97	→	113	
注意報基準	67	→	65	など

#### 水防災意識社会再構築ビジョンについて

・水防災に関する意識を「水害は施設整備によって発生を防止するもの」から「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと変革し、氾濫が発生することを前提として、社会全体として備えるため、ソフト対策とハード対策を一体的・計画的に推進することが盛り込まれた「水防災意識社会再構築ビジョン」が、平成27年9月関東・東北豪雨災害を受けて策定されました。

・本市では、北は、多摩川に沿った地形であり、南では、本市内に流れる麻生川や矢上川が鶴見川に流入しています。そのような地勢において、「大規模氾濫減災協議会」等に参加することにより、「水防災意識社会再構築ビジョン」に則り、ソフト対策とハード対策を一体的・計画的に推進することとしています。なお、多摩川及び鶴見川は国の直轄河川となっていますのでハード対策については国が実施します。

#### 計画への反映

第3部第1章 P67～

○台風が接近・上陸し、多摩川または鶴見川の氾濫が想定される場合には、本市及び関係機関は、「台風の接近・上陸に伴う洪水を対象とした避難勧告の発令等に着目したタイムライン(防災行動計画)」に基づき対策を実施するものとします。なお、具体的なタイムラインについては、資料編へ追加します。

## ■修正概要■

### 法令改正等に伴う修正

#### 国の防災基本計画修正に伴う修正

・平成27年関東・東北豪雨、平成28年台風第10号や平成29年7月九州豪雨等における教訓、その他「水害時の避難・応急対策検討ワーキンググループ」報告等を踏まえ、国の防災基本計画が修正されたことから、整合を図るため、国の修正を反映しました。

#### 計画への反映

第2部第2章 P36～、第8章 P56～、第9章 P57～、第4部 第2章 P122～、第17章 P171～、第18章 P176～

- 住民へ避難場所等について周知する際に、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとするを追加します。
- 一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等を二次避難所として指定するよう努めるものとするを追加します。
- 避難場所標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとするを追加します。
- 避難所運営マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めることについて追加しました。
- 大規模災害時に、被災市区町村を抜本的に支援するために創設された被災市区町村応援確保システム及び災害マネジメント総括支援員について本市が応援要請するにあたって必要な事項について反映します。
- 災害救助法の改正に伴い、指定都市が災害救助法の実施主体となることが可能となったことから、その対応に必要な事項について反映します。

### その他防災関係業務に関する修正

#### その他、防災対策強化に係る取組に伴う修正や時点修正等

- 市職員の動員体制における動員対象の考え方について、実際の降雨や被害状況等を鑑み、状況に応じた動員発令となるよう見直しを行ったため、その内容について反映します。
- 保健医療対策において健康危機管理に必要な情報収集・分析や全体調整を行うため、平成30年3月に制度化された「DHEAT」への応援要請について追加します。
- 罹災証明書の発行について、被災者の速やかな生活再建に向けて、申請から交付までの標準処理期間の設定について追加します。

#### 計画への反映

第3部 第3章 P75～、第4部 第10章 P149～、第5部 第1章 P1